

平成 22 年 4 月 19 日
長野市環境部環境政策課

廃棄物焼却施設に対する命令の解除について

ダイオキシン類特別措置法に基づく排出基準超過のため、下記の事業者に対して行った廃棄物焼却炉の使用停止を含む行政処分については、改善措置が講じられたことから命令を解除しました。

記

1 事業所名

有限会社マルショー（施設住所：篠ノ井山布施8203番地）

2 処分の概要

（1）使用停止命令

廃棄物焼却炉を50日間（平成22年4月4日から平成22年5月23日まで）使用を停止すること。

（2）改善命令

排ガス中のダイオキシン類濃度を排出基準以下になるよう必要な措置を講じること。

3 命令の解除

（1）解除年月日

平成22年4月19日

（2）解除の理由

当該廃棄物焼却炉の排出ガス中のダイオキシン類濃度がダイオキシン類対策特別措置法第8条第1項に定める基準に適合しているため。

環境部環境政策課

担当 中嶋

電話 026-224-8034（直通）

内線3015